

「令和8年度和歌山県データを利活用した公募型研究事業」  
業務委託仕様書

1 業務の目的

和歌山県では、「日本のデータ利活用拠点」としての取組を総務省統計局・独立行政法人統計センターと連携して推進するため、令和3年4月に新たに「和歌山県データ利活用推進プラン」を策定した。

今後、統計的思考やエビデンスに基づく行政を推進していくため、本県が抱える具体的な課題に対し、データを利活用した高度な現状分析を実施し、得られた新たな知見を県の施策に反映する。

2 履行期限

最長 令和9年9月末まで

3 業務内容

県が設定する下記研究テーマについて、県が提供するデータ及び収集したデータを適宜使用して分析するとともに、問題が生じている要因の明確化や課題解決に資する効果的な施策の提案等に関する研究を行うこと。

(1) 研究テーマ

2040年（新たな地域医療構想）に向けた持続可能な和歌山県の医療の姿を明らかにするための分析

(2) 具体的な内容

新たな地域医療構想の策定に向けて、下記ア及びイを実施すること。なお、分析にあたっては二次医療圏を基本単位とすること。

ア 医療提供状況及び医療機関機能に係る分析

国が示す新たな地域医療構想のガイドライン等の内容を踏まえて、地域ごとの医療提供状況等を把握し、地域課題や各医療機関が提供している機能（診療実績等）等について分析を行った上で、医療機関の役割分担や連携・再編・集約に係る方向性を定めるための提案を行うこと。

イ 国保データベース（KDB）の分析

県が提供する国保データベース（KDB）データを用いて、データクリーニングを行った上で、各医療機関の入院数や受診数の推移等について分析を行うこと。

また、県職員自ら当該データを活用し、地域の医療課題に応じて患者の受療行動に係る可視化・分析の実施を予定していることから、データクリーニングの仕様については、県と協議の上で決定すること。

なお、当該データは、個人情報について匿名化処理を施した状態のものを、準備ができ次第提供する。

(3) 提供データ

県が提供するデータは次のとおりであるが、受託者が収集するデータ等の活用を妨げるものではない。

・国保データベース（KDB）データ

ア 期間

令和5年4月から令和8年3月の診療分（36ヶ月分）

イ データ項目

KDB被保険者台帳、健診結果、医療レセプト管理、医療傷病名、医療摘要、医療最大資源ICD別点数、介護給付基本実績、介護給付実績明細、介護福祉用具購入住宅改修情報、介護総合事業実績、全国総合事業サービスコード台帳、質問票通場、医療受診日等、医療摘要回数

4 業務実施におけるその他の条件

(1) 県との打合せ

研究の実施にあたっては、適宜、県との打合せを行うこと。

(2) 報告書の提出

受託者は各年度の3月末(ただし、研究最終年度は9月末まで)に、研究の成果について、報告書(分析に使用した資料やデータ、その他の成果品一式を含む。)を電子ファイルで提出すること。

(3) 研究成果報告会への出席

県において研究成果報告会等を開催する場合には、研究代表者は成果発表等に協力すること。

5 その他

(1) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を遂行するために県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で対応すること。

(4) その他、本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、県と受託者において別途協議のうえ対応するものとする。